

「新型コロナウイルス感染症の出席停止」 早見表

新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の基準は、

「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」です。

発症した日から数えると、6日間の出席停止が必要ということになります。その後は、症状が軽快した日によって出席停止日が延期されていきます。

		発症日 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日後	
Aくん	発症後1日目に 軽快した場合	発症	発症後 1日目に軽快	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
Bくん	発症後2日目に 軽快した場合	発症	発症後 1日目	発症後 2日目に軽快	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
Cさん	発症後3日目に 軽快した場合	発症	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目に軽快	発症後 4日目	発症後 5日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
Dさん	発症後4日目に 軽快した場合	発症	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目に軽快	発症後 5日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
Eくん	発症後5日目に 軽快した場合	発症	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目に軽快	1日 経過観察	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止
Fさん	発症後6日目に 軽快した場合	発症	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目に軽快	1日 経過観察
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止

※ その後は、軽快した日によって出席停止日が順次延期されていきます。

◆ 個人によって症状や経過は違いますので、学校や病院に御相談ください。

もし、「新型コロナウイルス感染症」に感染した場合・・・出席停止です！

医療機関、または自宅の検査キットにより新型コロナウイルス感染症「陽性」となった場合、学校に連絡し、上記の期間は家庭でゆっくり休んでください。

医師の診断書等は必要ありません。登校後に『出席停止による欠席届（学校指定の用紙）』をお渡しします。